

鹿児島、昭49不3、昭50. 9. 5

命 令 書

申立人 昭和市丸交通労働組合

被申立人 昭和市丸交通株式会社

主 文

- 1 被申立人昭和市丸交通株式会社は、申立人昭和市丸交通労働組合に対し、組合員の脱退工作を行うなどしてその運営を支配し、若しくはこれに介入してはならない。
- 2 被申立人昭和市丸交通株式会社は、本命令交付の日から7日以内に、下記内容の陳謝文を縦0.9m、横1.8m以上の白紙に墨書し、原良営業所、玉里営業所、朝日通営業所および宇宿営業所内の見易い場所に7日間掲示しなければならない。

記

陳 謝 文

昭和市丸交通株式会社は、昭和市丸交通労働組合の運営に支配介入し、その自主的な組合活動を妨害する言動を行ったことの非を認め、今後は一切この種の行為を繰り返さないことを誓約します。

昭和 年 月 日

昭和市丸交通労働組合

執行委員長 A 1 殿

昭和市丸交通株式会社

代表取締役社長 B 1

- 3 申立人のその余の請求を棄却する。

## 理 由

### 第1 認定した事実

#### 1 当事者等

- (1) 被申立人昭和市丸交通株式会社（以下「会社」という。）は、上記肩書地に本社を置き、鹿児島市に9営業所、262台のタクシーを有し、従業員426人を雇用する乗用旅客自動車運送事業を主たる業務とする会社である。
- (2) 申立人昭和市丸交通労働組合（以下「組合」という。）は、昭和48年10月5日、会社の従業員をもって結成され、結成当時は組合員約360人がいたが、現在は82人であり、全国自動車交通労働組合連合会に加盟している。
- (3) 会社には組合の他に、49年10月15日結成された昭和市丸交通運転手会があり、会員は約300人である。

#### 2 救済申立に至るまでの労使関係

組合結成当日の午後2時から会社2階の会議室で、組合は執行委員12人と他2人、会社はB1社長、B2副社長およびB3専務が出席して組合結成通告と第1回団交をもち、組合への不当労働行為は行わない、交渉委員の制限はしないの2点を労使間で確認した。組合は49年4月2日、組合員を結集して「決算賞与」の交渉を要求したが、会社は組合員を団交会場付近に結集したから団交はできない、交渉委員を3人とせよ、春闘要求についても賃金改定は8月だといって交渉を引きのばした。7月7日、会社は団体交渉について出席人員は会社、組合とも同人数とするよう組合に申し入れた。7月10日、団交が開かれたが社長不在で回答は出なかった。7月25日、夏季一時金の団交中、社長は組合に無断で団交場からいなくなり、8月2日まで団交はできなかつた。このような状況下で組合は、会社に対する要求抗議行動として、7月から8月上旬まで市内で街頭宣伝等を行つた。

9月1日、会社は副社長の交替を含む新役員体制を発足させ、社長不在でも副社長を中心団交に応ずるとの姿勢を示した。組合の再三の団交申し入れに対して、会社は「今

までの団交はルールを無視し、集団団交、徹夜団交を繰り返し、団交議題をはずれた個人攻撃、怒号、罵声等の連続に終始しているので団交正常化のため、会社側は役員3人、組合側は三役3人を交渉委員とする旨の条件を付けて回答した。また、社長宅等にいやがらせの電話があつたり、社長宅の窓ガラスが破られたりした。10月2日、組合から189人が脱退し、その後も脱退者が続出して、これらの脱退者約300人が10月15日、昭和市丸交通運転手会を結成した。会社は10月17日、営業合理化のためという理由で、組合事務所のある宇宿営業所の閉鎖を、10月26日、朝日通営業所の閉鎖を鹿児島陸運事務所に申請し、10月30日宇宿営業所の電話を取りはずした。組合は営業所の閉鎖に反対して、陸運事務所に数回陳情を行った。そして11月5日、不当労働行為の救済申立に及んだ。

### 3 組合員A2・A3の脱退

49年9月30日夜10時頃、三和町の寮にA4運転手がA5運転手をたずねてきたが、不在であったので、そこにいたA2、A3の両運転手に他の営業所で組合脱退者が出ていると話をしてすぐ出ていった。10分ぐらいしてA4、A6の両運転手が営業所を巡回中のB4営業部長と新川営業所の入口で会いB4を誘って一緒に同所の二階にある寮を訪れた。そこでA2、A3は脱退届の見本を示されて「他の営業所の人は皆脱退したからあなたたちも脱退届を書きなさい。」と言われて脱退の誘いを受けた。A2、A3は書くのを拒否したが、「書かなければ執行部および残っている組合員は全部首になる」と言われたので仕方なく書いた。A5は不在であったが、A4が「本人はいないけれども、脱退の意向があるようだから、A5の脱退届も書いてくれないか」と言ったので、A3がA5の名前を書き、A2が押印した。3人は20分ぐらいいてまた一緒に出て行った。脱退届は3通書かれて、組合の書記局に届けられていた。

### 4 営業所長の言動

10月2日午前3時ごろ、組合員であるA7運転手が朝日通営業所に来て、仮眠中のA9運転手をA8運転手宅に連れて行った。A8宅には5、6人の運転手が集まって話をしていた。そこへ午前3時20分ごろ、B5新屋敷営業所長とB6新港営業所長が一緒に来て20分ぐらいいた。B5がA9に、「家庭の都合により」という理由で組合脱退届を

書かせた。そして「別に脱退しそうな人はいないか」と聞いたので、C 1 運転手が組合員である蒲生のA10運転手の名前を挙げたらB 7 が会社の費用に付けておいてよいと言ってC 1 にA10を連れてくるように言った。C 1 のタクシーにA 9、C 2 運転手が一緒に乗り、A10が仮眠のため、しばしば駐車する照国神社付近を捜したが見つからなかつた。そこで、蒲生のA10宅まで迎えに行つたが不在であった。

C 1 等が所長に報告するため本社に帰つてきたら、社長、B 7 常務、B 5、A 7 がいた。A10はすでに本社に呼ばれており、社長が決算ボーナス等の話をして組合脱退を説得していた。その時刻は同日午前5時30分ごろであり、A10の他にも2、3人の運転手が来ていた。

## 5 副社長の発言

宇宿営業所、朝日通営業所のアジビラに副社長のことを元暴力団員B 8と書いてあり、また組合が宣伝カーでB 8のことを盛んに元暴力団員と宣伝したので、社長はB 8に対する個人中傷について宇宿営業所の事務所で組合と話をしたいと言つたが、組合が書記局に来るよう言つたので、10月16日社長を含む10人の会社の幹部が書記局を訪れた。

そこで、B 8副社長が「組合の機關紙闘魂12号のビラは誰の指示で作成したか」と聞いたので、組合は「全員協議の結果だ」と言つた。B 8が「組合ニュースは何故個人攻撃をするのか」と言つたので、組合は「真実を知らしめるために書いた」と言つた。B 8が「眠れる獅子を起してもいいのか」と言つたので組合が「それはどういうつもりか、我々を脅かすつもりか」と言つたところ、B 8は「どうにでも受け取ってくれ」と言つた。組合が「日本は法治国家だ」と言つたところ、B 8は「法が通用しないときもある」と言つた。そして書記局にいた3人の組合員に「話の途中で都合の悪いことが起るかもしれないから組合員は外に出てくれ」と言つた。

闘魂12号の記事のうちB 8に関する部分は、「元暴力団員で、福岡において、これまでおどしを中心に、組合を二つもつぶした職業的組合つぶし屋、B 8氏や、労働者から何ひとつ信用されないB 7などを会社の役員に雇い入れたことをどう説明するのでしょうか」という内容であった。

## 6 組合員A10に対する説得

組合員A10運転手は、49年8月12日から会社を欠勤していたが、A10が胴元になってA10の家でバクチをしていた。また、A10は闘争委員をしていたころ（49年7月）団交の席でも社長に暴言を吐き暴れた。A10はそれ以前に営業所で酒を飲んで処分を受けたことがあり、社長に対して恨みをもっていた。会社としてはA10の処置に困っていた。A10が高校時代の先輩である小桜組のC3組長のところにしょっちゅう出入りしていることがわかったので、C3を通じてA10を説得してもらうため、社長と専務は11月2日午後11時ごろC3宅を訪れ、C3にA10のことや団交のことを話した。用件をすませて社長と専務が帰る時C3も病院に帰る（C3は病気のため入院中であった）と言って専務の車に同乗し、途中A10のところに寄り、食事中のA10を呼び出し、C3の事務所に同行して説得した。

C3はA10に「お前達は社長を社長とも思っていない。団交の席でタバコの吸い方や目つきが悪い」と言った。

専務はA10に「朝日通営業所の連中を10人脱退させてくれないだろうか。あんたが一番友達が多いから、あんたが言ったら朝日通営業所の連中は10人はなんとかなるだろう。」と言った。

C3が帰りぎわA10に「こここの様子は絶対に口外するな。組合運動には絶対表面に出るな。」と言った。社長はA10に「ひとつよろしく頼むから」と言った。

A10がC3事務所を出たのは3日前4時30分ごろであった。その後社長と専務はC3を自宅まで送っていった。

## 第2 判断および法律上の根拠

### 1 組合員A2、A3の脱退について

#### (1) 申立人の主張

9月30日夜10時ごろ、三和町の寮にB4営業部長、A4運転手、A6運転手が3人一緒に訪れ、そこにいたA2運転手、A3運転手にB4が脱退届を書かせたことは組合の弱体化をはかった支配介入である。

## (2) 被申立人の主張

B 4 が A 6、A 4 と一緒に寮に行ったのは B 4 が営業所の巡回指導中、営業所の入口で組合員である A 6、A 4 にお茶でもどうぞと言われて、寮に誘われたためである。A 2、A 3 の脱退について脱退届の用紙およびボールペンを A 2、A 3 に差し出したのは A 4 であり、また組合を脱退しないと首になると言ったもの A 4 であって、B 4 は何ら関与しておらず、組合員同士の脱退工作であり会社は関係していない。

## (3) 判断

申立人は B 4、A 4、A 6 が一緒に寮に来て、A 2、A 3 に B 4 が脱退届を書かせたと主張する。一方被申立人は、A 4、A 6 が寮に行く途中、営業所の入口で B 4 と会って 3 人一緒に寮を訪れたことは認めるが、寮で A 2、A 3 に脱退届の見本等を示して書かせたのは B 4 ではなく A 4 であり、また組合を脱退しないと首になると言つたのも A 4 であったと主張している。両者が全く異なる主張をしており、脱退届を書かせたのは B 4 であるか、A 4 であるかは判断できない。

しかしながら前記事実認定のとおり、B 4、A 4、A 6 の 3 人が一緒に来て脱退の話が出ており、3 通の脱退届が組合の書記局に届けられていたこと、組合員である A 6、A 4 が同じ組合員に対して脱退を勧誘することは、客観的にみて尋常ではなく、しかも同行為が行われる場所に、会社の幹部である B 4 が終始同席していたこと、3 人が一緒に寮に来て一緒に寮を出て行ったことを考えれば 3 人の間に A 2、A 3 の脱退についての意思の疎通があったことは判断しうるところであり、会社の不当労働行為意思を推認せざるを得ない。

## 2 営業所長の言動について

### (1) 申立人の主張

朝日通営業所で仮眠中の A 9 運転手を組合員である A 7 運転手が A 8 運転手宅に連れて行って、そこで B 5 所長が脱退届を書かせたこと、また B 7 所長が C 1 運転手に A 10 運転手を連れてくるよう指示したこと、および本社で社長が A 10 に対し決算ボーナスを 8 万円ぐらい出すと言って脱退工作を行ったことは、組合の弱体化をねらった

支配介入である。

### (2) 被申立人の主張

B 5所長とB 7所長が組合員A 8の家に行ったのは、B 5が営業所の車に鍵をかけ忘れたことを思い出したので、B 7と新港営業所に行く途中、A 8宅の前に会社の営業車が4、5台止っているのを発見し、不審に思ったためであり、脱退工作のため行ったのではない。A 9に「家庭の都合により」という理由で脱退届を書けと指示したかどうか覚えはなく、またB 7がC 1に蒲生まで行って、A 6を連れてくるよう命令したかどうかB 5は聞いていない。なお、本社で社長が決算ボーナスを8万円ぐらい出すといってA 10を口説いた話もB 5は聞いていない。決算ボーナスは48年が最後で以後出さないということは、従業員に周知させてあるので申立人の主張は妥当でない。

### (3) 判断

被申立人はB 5が営業所の車に鍵をかけ忘れたことを思い出し、B 7と一緒に新港営業所に行く途中、A 8宅の前に会社の営業車が4、5台止っているのを発見し、不審に思ってA 8宅に一緒に行つたと主張するが、なぜB 7と一緒に行くようになったのかについては具体的に納得のいく疎明がない。

前記事実認定のとおりB 5がA 9に「家庭の都合により」という理由で脱退届を書かせたことは、会社幹部による脱退工作であること、B 7がC 1にA 10を迎えて行かせ、しかもその経費（タクシー料金）を会社の費用に付けておいてよいという発言をしたことは、会社側に不当労働行為意思ありと推認されること、C 1、A 9、C 2が3人で蒲生まで迎えに行っている間に、A 10が本社に呼ばれて社長に脱退を説得されていたこと等から考えると、脱退工作の事実は明白であり、組合に対する支配介入である。

## 3 副社長の発言について

### (1) 申立人の主張

10月16日、社長以下全職制が組合書記局に組合執行部を集めて、元暴力団員のB 8副社長が威圧的に組合の機關紙闘魂12号の内容を批判したことは組合に対する支配介

入である。

(2) 被申立人の主張

社長以下会社全職制が組合書記局に赴いたのは、宇宿営業所、朝日通営業所のアジビラに副社長のことを元暴力団員B 8と書いてあり、また組合が宣伝カーでB 8のことを盛んに元暴力団員と宣伝したので、B 8に対する個人中傷について営業所の事務所で組合と話をしたいと申し入れたが、組合が書記局に来るよう言つたため、副社長が一人で書記局に行くと言つたが、当時の状況からみて一人で行くことは適当でないと判断したためである。書記局においては威圧的な態度や行為はなかった。

(3) 判断

B 8副社長に対する組合のビラの内容を判断すると、たとえ表現の自由とはいえ、客観的にみて当該表現は個人の名誉だけでなく会社の幹部が元暴力団員ということについて、会社従業員に対する影響、会社の信用についての影響も考えられ、その表現については十分に配慮されなければならない。

B 8が当該ビラについて組合に対して抗議しようとするのはやむを得ないことである。そしてB 8が一人で書記局に行くと言つたが、社長が当時の状況からみて一人で行かせることは適当でないと判断して、社長以下全幹部が書記局を訪れたものであり、このことだけで直ちに組合に威圧を与えたということはできない。

しかしながら、書記局におけるB 8の発言の中には、自分への中傷について組合執行部のやり方に大きな憤りを感じていたとしても、通常考えられないような威圧的発言があり、組合の弱体化をねらった会社の意図が働いていたと推認せざるを得ない。

#### 4 組合員A10に対する説得

(1) 申立人の主張

11月3日、社長、専務が暴力団小桜組のC 3組長を使って運転手を夜中に組長の事務所に呼び出し、脱退工作をし、その後数回にわたり金額を示して脱退工作をしたことは不当労働行為である。

(2) 被申立人の主張

A10は会社を欠勤していながら胴元になってバクチをしたり、団交の席で暴言を吐いて暴れたり、社長に個人的な恨みをもっており、会社はA10の処置に困っていたので、高校時代の先輩であるC3を通じて説得してもらうことを依頼したのであって、脱退工作を頼んだのではない。

C3の事務所では、C3とA10は先輩、後輩の仲で雑談的に話をし、脅迫的、高压的な態度ではなく、また組合脱退の話は出なかった。社長がA10に「ひとつよろしく頼む」と言ったのは本来の運転手業務にまじめに働いてくれるようにということであり、脱退工作を頼むという意味ではない。会社の行為はA10の個人的指導であり、組合脱退、支配介入とは関係のことである。

### (3) 判断

前記事実認定のとおり、A10の処置について社長、専務が困りはてたあげく、A10の先輩であるC3を通じてA10に説得してもらおうとして、C3宅を訪れたことは通常よくある例である。

しかしながら、社長、専務、C3の行動経路からみて、C3は病院に帰るといいながらA10のところに寄り、A10を事務所に同行してそこで脱退工作の話をしていること、A10に対するC3の発言が先輩、後輩という説得の範囲を越えており、勤務状態の説得とは何ら関係のない組合員の脱退について発言していることは、組合脱退工作についてC3と会社との間に、意思の疎通があったと認めざるを得ない。さらに、A10を説得した行為は午前1時30分ごろから4時30分ごろまで行われ、通常は考えられない時刻であり、C3を使って組合員の脱退工作を図り、組合の弱体化を意図した支配介入であると判断される。

## 5 結論

具体的な事実についての判断は上記のとおりであるが、会社の組合に対する一連の行為を総合判断すると、会社の行為は組合の弱体化を意図し、団結権を侵害するものであり、労働組合法第7条第3号に該当する不当労働行為である。

なお、本件は前記事実認定のとおり、団交のあり方にも原因があると認められるので、

労使とも今後十分なる反省が必要であると考えられる。

## 6 法律上の根拠

申立人は、陳謝文の掲示を本社をはじめ全事業所および新聞への掲載を請求しているが、本件の場合主文のとおり救済の実を果たし得ると考えられるので、その必要は認められない。

よって当委員会は、労働組合法第27条および労働委員会規則第43条の規定により主文のとおり命令する。

昭和50年9月5日

鹿児島県地方労働委員会

会長 栗川久雄